

国際法による武力行使の規律—自衛権と累積理論—

Discipline in the Use of Force under International Law: The Right of Self-Defence and the Accumulation of Events Theory

M20助人14

代表研究者 吉 良
Satoru Kira

悟 大阪大学 大学院法学研究科 博士後期課程第3年次学生
3rd Year Doctoral Student, Graduate School of Law and Politics,
Osaka University

This study investigates the new legal meaning of the accumulation of events theory in the context of the right of self-defence under international law. In the United Nations Charter era, there has been long, and severe academic conflict about the content of an armed attack stipulated in article 51 of the UN Charter.

The most grave form of the use of force is an armed attack. In 1986 International Court of Justice show that its attitude toward the meaning of an armed attack. ICJ stated that the use of force is divided into an armed attack and short of an armed attack. After this judgment, many international scholars criticized the Court's view because the victims of short of an armed attack can not exercise the right of self-defence in any case.

Then the accumulation of events theory has been revived. This doctrine has already advocated in the 1960s, but few nations and scholars support it. They used to consider the accumulation of events theory as one that abuses exercising the right of self-defence.

In this study, the accumulation of events theory is divided into three aspects: qualitative change, proportionality, and time. As a result, the aspect of qualitative change, the accumulation of events theory, has a restrictive effect on exercising the right of self-defence. By this restrictive effect, the accumulation of events theory has the new legal meaning of the discipline of force in international law.

研究目的

本研究は、国際法による武力行使の規律の動態を把握することを目的としている。国際法は、国内法とは異なり集権的な機関が存在しないため、しばしば国際法は法なのかという疑問が向けられる。そして、最も国際法の無力さが現れるのが、武力が行使される場合である。なぜなら、武力を行使する時、国家は往々にして法的正当性よりも、自国の安全、利益を優先させるからである。

それでも、国際法による武力行使に対する制約は、意味を持ち続けている。申請者の研究は、国際法が武力をどのように管理しようとしてきたのかを明らかにし、国際法が国際社会の安定に寄与していることを再認識させるものである。

現代国際法で、武力行使の規律を論じるといことは、すなわち、自衛権をいつ行使することができるのかという問題を考察することであるといえる。なぜなら、武力不行使原則が確立したとされる中で、国家が単独の判断で武力を行使することが許容されるのは、自衛権を

行使する場合に限定されるからである。

その自衛権の文脈で、累積理論という考え方が有力に主張されるようになった。この累積理論には、肯定否定の正反対の見解があり、理論の理解を巡って混乱がみられる。そこで本研究では、累積理論理解を巡る混乱の所在を探究し、累積理論の全体像解明を試みた。累積理論は、武力行使を国際法の制約のもとに置くものであり、同理論から国際法による武力行使規律の動態が来現する。

概 要

本研究は、国際法上の自衛権の文脈で議論される累積理論を素材として、国際法による武力行使の規律の動態を把握することを目的とした。

現代国際法では、国家が単独の判断で武力を用いることが可能なのは、自衛権を行使する場合である。自衛権に関する規定である国連憲章第51条によれば、自衛権は、武力攻撃が発生した場合に行使可能であるとされている。

しかし、国連憲章の中に武力攻撃の具体的な説明がないことから、武力攻撃の内容を巡って学説は対立してきた。そうした中で、国際司法裁判所(以下、ICJ)が議論に一石を投じたのである。1986年、ICJはニカラグア事件本案判決で、武力攻撃とは、「武力行使の最も重大な形態のもの」と判示した。つまり、ICJの理解によれば、武力行使には、①武力攻撃に該当する武力行使と、②武力攻撃に至らない武力行使という2種類が存在するのである。このように、武力攻撃と武力行使が一致しない点は、「ニカラグア・ギャップ」と呼ばれ、現実に問題を生じさせている。特に問題とされるのが、武力攻撃に至らない武力行使の被害国が強いられる法的不均衡である。すなわち、武力攻撃に至らない武力行使は何度発生したとし

ても、それらが武力攻撃でない以上被害国は、自衛権での対応できないことになる。そうした法的不均衡から、「ニカラグア・ギャップ」への様々な対応が考えられた。

そこで、注目されるようになったのが累積理論である。累積理論は、武力攻撃に至らない武力行使であっても、それらが繰り返し発生した場合には、武力攻撃を構成する場合があるとする理論である。累積理論は、かつて、イスラエル、南アフリカなどが自国の武力行使を正当化する際に、度々用いてきたものである。これらの国家による武力行使に対しては、国際社会から非難がなされたことから、その正当化根拠となった累積理論に対しても、自衛権濫用の法理として否定的な評価がなされてきたのである。

ところが、近年、累積理論に肯定的な論者が増加している。このように、肯定と否定という正反対の評価があるのは、累積理論の理解に混乱が生じているからである。その混乱の所在を明らかにするため、本研究では累積理論を3つの側面に分けて分析を行った。すなわち、①質的变化側面、②均衡性側面、そして、③時間的側面である。

その結果、まず、質的变化側面については、自衛権濫用の法理であるという従来の評価とは異なり、自衛権行使に抑制的な側面が存することが明らかになった。他方、均衡性側面には、自衛権に基づく反撃を過剰にしてしまう点が見られた。この均衡性側面ゆえに、累積理論が自衛権濫用の法理として否定的に解されてきたのである。そして、時間的側面には、被害を受けてから反撃までの時間がかかりすぎるといふ点があり、累積理論に否定的な論者は、均衡性側面とともに、この時間的側面の点からも累積理論を批判する。そうした批判は、自衛権の即時性要件を極めて厳格に解釈

することに起因する。しかし、国家実行を中心に検討したところ、即時性要件を厳格に理解する立場よりも、緩やかに解する立場の方が、国際法上の自衛権行使のあり方を適切に捉えているという結論を得た。

以上の3つの側面からの検討から、累積理論による自衛権行使の主張事例のうち、過剰な反撃が行われた原因は、均衡性側面に存在することが明らかになった。過剰な反撃は、もはや自衛ではなく違法な武力復讐として国際法上禁止されている。他方、質的变化側面については、自衛権行使濫用の法理という従来の累積理論に与えられた評価とは正反対に、自衛権行使に対して抑制的な効果が存在することを見出した。

このように、累積理論には、自衛権行使による反撃措置の内容を劇化させる側面と、それとは反対に、自衛権行使に対して抑制的に作用する側面の相反する2つの側面がある。これが、累積理論を巡る理解の混乱の原因なのである。近年、累積理論に基づく自衛権行使の主張をする国家が増加していること、また、累積理論について肯定的な論者が増えていることは、こうした質的变化側面について再評価が進んでいるからである。こうした再評価が意味するのは、ICJが提示した武力行使区分論が広範な支持を集めているということであり、累積理論はニカラグア判決と絶妙に調和した見解であるということである。

－以下割愛－